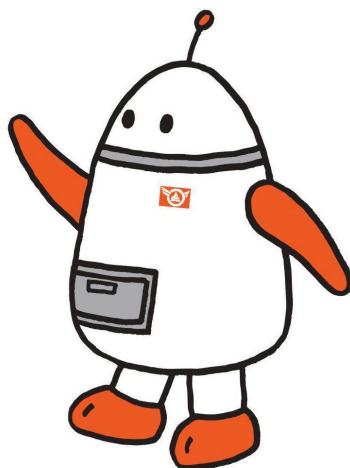


最終更新日：令和7年10月30日

令和8年度 介護福祉士等修学資金 貸付のご案内



長野県社会福祉事業団
マスコットキャラクター
ワトワくん

福祉・介護の仕事を志す皆さんへ！

長野県社会福祉事業団では、長野県介護福祉士修学資金等貸付制度の実施主体として、介護福祉士及び社会福祉士の養成施設に入学される方を対象に、修学資金等の借受希望者の募集をしています。

社会福祉法人 長野県社会福祉事業団

目 次

- 介護福祉士修学資金等貸付事業
- 貸付契約の解除及び返還について
- 申請及び届出の提出書類
- 問合せ先及び各種書類の提出先
- Q&A
- 長野県介護福祉士修学資金等貸付規程
- 長野県介護福祉士修学資金等貸付事業と
高等教育の修学支援新制度の併用について

介護福祉士・社会福祉士修学資金貸付事業

<修学資金の概要>

区 分	内 容
貸付対象者	長野県に住民登録をしており、県内外の次の養成施設に入学している学生、または長野県に住民登録をしていないが県内の次の養成施設に入学している学生で、卒業後、県内で介護等の業務に従事しようとする方 ・介護福祉士養成施設（１年課程） ・介護福祉士養成施設（２年以上課程） ・社会福祉士一般養成施設（１年以上課程）（注１） ・社会福祉士短期養成施設（６月以上課程）（注２） （注１，２）福祉系大学・短大は対象外です。
貸 付 額	① 月額５０，０００円以内 ② 入学準備金２００，０００円以内（初回に限る。） ③ 就職準備金２００，０００円以内（最終回に限る。） ④ 国家試験受験対策費用４０，０００円以内（介護福祉士養成施設の卒業年度に限る。） ⑤ 生活費加算（生活保護受給世帯等に関し貸付規程別表に掲げる額以内）
貸 付 期 間	養成施設に在学している間
返 還 免 除	養成施設を卒業の日から１年以内に、介護福祉士または社会福祉士の登録をし、長野県内において、介護または相談援助の業務に従事し、以後原則５年間（過疎地等については３年間）（注３）引き続き当該業務に従事した場合に貸付を受けた全額が返還免除されます。 （注３） ５年：在職期間が通算 １,８２５ 日以上であり、かつ、業務に従事した期間が ９００ 日以上（月換算：月 １５ 日以上の勤務が必要となります。） ３年：在職期間が通算 １,０９５ 日以上であり、かつ、業務に従事した期間が ５４０ 日以上（月換算：月 １５ 日以上の勤務が必要となります。） ※ただし、上記条件を満たさない方は返還となります。
利 子	無利子

※詳細は貸付規程に記載されております。

お申込みにあたり、必ずお読みいただきますようお願いいたします。

修学資金の申込みについて

【申込方法】

修学資金貸付の申込みは、在学する養成施設を通して行います。

なお、この貸付制度と、国の補助金が含まれている他の奨学金や制度との併給・併用はできません。（例：生活福祉資金の教育支援資金、職業訓練受講給付金、求職者支援制度など）

※高等教育の修学支援新制度との併給・併用の可否については、[23ページ](#)をご覧ください。

【申込時の提出書類】

1 修学資金等貸付申請書（様式第1号）

- (1) 貸付希望種別の介護福祉士もしくは社会福祉士を○で選択してください。
- (2) 在学する養成施設名、学科・専攻、学年、入学年月等を記入してください。
- (3) 該当する通学区分に○をし、居住している住所を記入してください。
- (4) 貸付額、入学準備金及び就職準備金の希望額を記載してください。
介護福祉士修学資金貸付申請者のみ、国家試験受験対策費用の希望額を記載してください。
- (5) 生活費加算については、申請する場合は「申請します。」を○で囲み、期間及び貸付額は記入しないでください。ただし、生活費加算については、貸付申請時（養成施設に入学する時点）で生活保護受給世帯またはこれに準ずる経済状況にあると認める世帯の方のみ申請をすることができます。
- (6) 家族の状況については、同一生計の家族全員を記載してください。（扶養している祖父母も記入）

2 添付書類

- (1) 収入に関する証明書
本人の父母又はこれに代わって家計を支えている方の最新の所得・課税・扶養のすべてがわかる証明書
- (2) 住民票（同一生計家族全員）
- (3) 第1期申請者：高等学校長の推薦状（様式第2号の2）
第2期申請者：養成施設長の推薦状（様式第2号）
※第2期申請者は、卒業した高等学校が発行する調査書（卒業時発行のものに限る）等で代替可能です。
- (4) 生活保護受給世帯等の方の場合は、上記の他に生活保護受給証明書または非課税証明書

【募集期間】 ※令和8年度入学生の募集となります。

第1期：令和7年12月1日から12月28日（必着）までの間

第2期：実施予定（期間調整中）

（第1期で申請書を提出した方は、第2期の申請はできません）

【貸付の決定時期】

選考委員会において審査のうえ、令和8年6月頃に決定となる予定です。

結果については養成施設を経由して通知します。（全体スケジュールは次頁参照）

【決定後の提出書類】

1 修学資金等振込依頼及び連帯保証人届（様式第5号）

（1）ゆうちょ銀行への振込みの場合には、振込口座番号及び支店名について、通帳を確認もしくはゆうちょ銀行へ確認をしてください。

※支店名の記載がない場合、振込を行うことができませんので、必ず記載をお願いします。

（2）連帯保証人1名を選任してください。

（3）学生が未成年者の場合、連帯保証人は法定代理人（親権者、未成年後見人等）としてください。

※学生が成年者であっても、20歳未満の方の連帯保証人は両親のどちらかであることが望ましい。

（4）法定代理人以外の連帯保証人は、独立の生計を営み（配偶者不可）、相応の資力を有する身元の確実な成年者（市町村の住民税が課税されている者）としてください。

（5）連帯保証人は、「修学資金等振込依頼及び連帯保証人届」に押印した印鑑登録証明書を添付してください。

（6）連帯保証人は、学生と連帯して債務を負担していただきます。

（7）連帯保証人は、相応の資力を有することを証明する最新の書類（市町村が発行する所得・課税・扶養のすべてがわかる証明書）を添付してください。ただし、「修学資金等貸付申請書」（様式第1号）に添付した方は提出不要です。なお、連帯保証人が法人の場合、添付書類は以下の通りです。

- ・登記事項証明書(発効後3ヶ月以内のもの)
- ・印鑑証明書
- ・直近年度の決算書の写し(貸借対照表及び事業活動収支計算書)
- ・法人としての決定が確認できる書類(法人理事会議事録・取締役会議事録の写し)又は決定の根拠となる内部規定や定款等

2 誓約書（様式第6号）

【貸付方法】

1年間の貸付額を4回に分け、四半期（3ヶ月）ごとの最初の月に振込みます。
 ただし、貸付初年度につきましては、申込み及び選考等の事務手続上、7月中旬頃に入学準備金を含めた6ヶ月分の修学資金を振込む予定です。

入学準備金、学費（初回）振込時期								
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
全体スケジュール	第1期 募集期間 12/1～ 12/28	仮決定 選考委員会 審査			第2期 募集期間 実施予定 (調整中) 入学	本決定	振込依頼及び 連帯保証人届、 誓約書 提出期限	
入学準備金								振込
学費								4～9月分

振込時期（2年制養成施設に就学するケース）												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
入学準備金	入学			振込								
学費	1年目			4～9月分			10～12月分			1～3月分		
	2年目	振込 4～6月分		振込 7～9月分			振込 10～12月分			振込 1～3月分		卒業
就職準備金												
国家試験受験対策費用 (介護福祉士のみ)												

貸付契約の解除及び返還について

【貸付契約の解除】

貸付を受けている者（以下「被貸付者」という。）が、次の各号に該当した場合、または、貸付契約の解除を申し出たときには、契約を解除します。

- (1) 不正の手段により貸付の決定を受けていたとき。
- (2) 貸付に必要な書類の提出が滞ったとき。
- (3) 退学したとき。
- (4) 心身の故障のため、修学を継続する見込みがなくなったとき。
- (5) 学業成績が著しく不良になったとき。
- (6) 死亡したとき。
- (7) 修学資金等貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。
- (8) その他貸付規程に違反したとき。

【貸付金額の返還】

- 1 被貸付者が、次の各号に該当する場合（他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）は、貸付を受けた期間の2倍に相当する期間内（実務者研修受講資金及び再就職準備金については1年以内）に、修学資金等を返還していただきます。
 - (1) 貸付契約が解除されたとき。
 - (2) 養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士・社会福祉士の登録をしない、または県内において返還免除対象業務に従事しなかったとき。
 - (3) 県内において返還免除対象業務または介護職員等の業務に従事する意思を有しなくなったとき。
 - (4) 業務外の事由により死亡し、または心身の故障により業務に従事できなくなったとき。
- 2 修学資金等を返還する方は、その事由が発生した日から14日以内に「修学資金等返還届」（様式第8号）を理事長に提出して下さい。
- 3 返還期限までに返還できなかったときは、その翌日から年3%の割合の延滞利息を徴収します。

申請及び届出の提出書類

- 1 修学資金等返還免除申請書（様式第9号）
所定の期間就業後、被貸付者が修学資金等の返還免除を受けようとする場合に、必要な書類と併せて提出をしてください。
- 2 修学資金等返還猶予申請書（様式第10号）
被貸付者が次の各号に該当する場合に、提出をしてください。
 - (1) 修学資金等の貸付契約が解除された後も引き続き貸付決定時に在学していた養成施設に在学しているとき。
 - (2) 貸付決定時に在学していた養成施設等を卒業後、更に他種の養成施設等において修学しているとき。
 - (3) 養成施設等を卒業した日（介護福祉士実務者研修施設にあっては、卒業した日または介護等の業務に従事する期間が3年に達した日のいずれか遅い日）から、1年以内に県内において介護等の業務に従事しているとき。
 - (4) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない理由（産前産後休業、育児休業等）により、県内の介護等の業務に従事できないとき。
- 3 休学（停学・復学・退学・卒業）届・修学資金等辞退届（様式第11号）
被貸付者または連帯保証人は、被貸付者が休学、停学、復学、退学もしくは卒業したとき、または修学資金等の貸付を辞退するときは、遅滞なく届け出てください。
- 4 異動（貸付変更）届（様式第12号）
被貸付者または連帯保証人は、本人の氏名、住所、勤務場所、その他重要な事項に異動があったとき等には、遅滞なく届け出てください。
- 5 連帯保証人変更届（様式第13号）
被貸付者は、連帯保証人が死亡もしくはその他の事情により連帯保証人の資格を失い、または当法人が不相当と認めてその変更を求めたときは、遅滞なく別の連帯保証人を立て、印鑑登録証明書及び相応の資力を有することを証明する書類（市町村が発行する最新の所得・課税・扶養がすべてわかる証明書）を添付して届け出てください。
- 6 業務従事届（様式第14号） ※返還免除となるまでの間、毎年自主的に届け出が必要
（初年度のみ介護福祉士登録証の写しまたは社会福祉士登録証の写しを添付）
養成施設等を卒業後、県内において介護等の業務に従事しているときは、
毎年4月30日現在の状況を5月10日までに自主的に届け出てください。
なお、**介護等の業務に従事できない状況にある場合は、直ちに当事業団までご連絡ください。**

7 未就業者現況届（様式第15号）

修学資金及び実務者研修受講資金の被貸付者は、養成施設等を卒業後、「県内において介護等の業務に従事している者」以外の方である場合は、4月30日現在の状況を5月10日までに届け出てください。

8 業務従事期間証明書（様式第16号）

被貸付者が業務従事先を変更したときは、「異動（貸付変更）届」ならびに「業務従事届」及び前職に係る「業務従事期間証明書」を届け出てください。

9 届出のうち、養成施設等に在籍する被貸付者にあつては養成施設を経由して提出してください。

10 その他、詳細については、「長野県介護福祉士修学資金等貸付規程」をご覧ください。

※各種書類のダウンロード

各種書類はホームページよりダウンロードできますので、印刷してご使用ください。郵送をご希望の場合は、当事業団宛に返信用封筒をお送りいただければ、必要書類をご郵送します。



<https://nagano-swc.com/scholarship-loan/#documents>

問合せ先及び各種書類の提出先

住 所 〒381-0034

長野県長野市大字高田364番地1

社会福祉法人 長野県社会福祉事業団

長野県介護福祉士修学資金等貸付事業 担当者 宛

Eメール shikin@nagano-swc.com

お問い合わせフォーム



※受付時間外のお問合せはメール・お問い合わせフォームにてお願いします

電 話 026-228-0337

（受付時間：平日9：00～12：00／13：00～17：00）

ホームページ <https://nagano-swc.com/scholarship-loan/介護福祉士修学資金等貸付事業>



長野県介護福祉士修学資金等貸付規程

〔沿革〕	28.4.1 制定	29.3.28 改正	29.5.23 改正	29.6.22 改正	30.3.8 改正
	31.1.24 改正	2.3.26 改正	2.5.28 改正	2.6.30 改正	2.10.22 改正
	3.3.11 改正	3.6.8 改正	4.3.10 改正	5.9.14	

(目的)

第1条 この規程は、長野県内（以下「県内」という。）の福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援するための資金を貸付する事業（以下「貸付事業」という。）について必要な事項を規定し、修学資金等の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(貸付事業の種類)

第2条 貸付事業の種類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 介護福祉士修学資金貸付事業
- (2) 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業
- (3) 離職した介護人材の再就職準備金貸付事業
- (4) 社会福祉士修学資金貸付事業

(定義)

第3条 この規程において「修学資金等」とは、第2条に規定する貸付金をいう。

2 この規程において「養成施設等」とは、次の各号に掲げる学校又は施設をいう。

- (1) 介護福祉士養成施設

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第40条第2項第1号から第3号までの規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設

- (2) 実務者研修施設

法第40条第2項第5号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設

- (3) 社会福祉士養成施設

法第7条第2号又は第3号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設

3 この規程において「登録」とは、法第28条又は法第42条に規定する登録をいう。

4 この規程において「貸付の仮決定」とは、第10条第1項の申請書の選考後、養成施設等の長からの合否報告の後の第8条に規定する選考による決定までの間の決定予約をいう。

5 この規程において「貸付対象者」とは、第2条に規定する貸付を受けることができる者をいう。

(介護福祉士修学資金貸付事業)

第4条 介護福祉士修学資金の貸付対象者は、介護福祉士養成施設に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す者とする。

2 貸付対象者は、次の各号の要件を満たす者とする。

- (1) 原則として県内に住民登録をし、卒業後県内（国立障害者リハビリテーションセンター、

国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は全国の区域とする。以下同じ。)において、昭和 63 年 2 月 12 日社庶第 29 号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添 1 に定める職種若しくは別添 2 に定める職種又は当該施設の長の業務(以下「返還免除対象業務」という。)に従事しようとする者。なお、2 以上の都道府県から重複して貸付を受けることはできないものとする。

(2) 学業成績が優秀と認められる者又は卒業後、中核的な介護職として就労する意欲があり、介護福祉士資格取得に向けた向学心があると認められる者で、家庭の経済状況等から貸付が必要と認められる者。

3 前項の規定に関わらず、県内に住民登録はしていないが、県内の介護福祉士養成施設の学生であって卒業後県内で返還免除対象業務に従事する者及び、介護福祉士養成施設の学生となった年度の前年度に県内に住民登録をしていた者であり、かつ、介護福祉士養成施設での修学のために転居をした者であって、卒業後に県内で返還免除対象業務に従事する者については、貸付対象者とする。

4 貸付期間は、介護福祉士養成施設に在学する期間とする。

5 貸付額は月額 50,000 円以内とする。ただし、次に定める額を加算することができるものとする。

(1) 入学準備金 初回の貸付に限り、200,000 円以内

(2) 就職準備金 最終回の貸付に限り、200,000 円以内

(3) 国家試験受験対策費用 卒業年度の貸付に限り 40,000 円以内

(4) 生活費加算 一月あたり貸付対象者の貸付申請時における年齢及び居住地に対応する区分の額を基本として別表に定める額を基本として社会福祉法人長野県社会福祉事業団理事長(以下「理事長」という。)が定める額

6 前項第 2 号に定める加算については、就業しながら介護福祉士養成施設通信課程を受講する場合等の、就職準備の必要がないと認められる者には加算しない。

7 第 5 項第 3 号に定める加算については、平成 29 年度以降に介護福祉士養成施設を卒業見込みの者であって、当該卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思のある者に対して貸付を行うものとする。

ただし、費用については、介護福祉士養成施設が通常教育課程とは別に実施する又は民間機関等が実施する介護福祉士の国家試験受験対策講座の受講費、模擬試験の受験料又は参考図書等の購入費用等の経費に充当するものとする。

8 第 5 項第 4 号に定める加算については、貸付申請時若しくは介護福祉士養成施設に入学する時点のいずれかで生活保護受給世帯又はこれに準ずる経済状況にあると都道府県知事が認める世帯の構成員である者であって、介護福祉士養成施設に入学し、在学する者が、介護福祉士養成施設に在学する期間の生活費の一部(以下「生活費加算」という。)として貸付を行うものとする。なお、年齢、及び居住地が同一の者に係る加算額は、同一年度において同額とする。

ただし、貸付額のうち学費相当分を貸付けずに生活費加算分のみを貸付けることはできないものとする。

(介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業)

第 5 条 介護福祉士実務者研修受講資金の貸付対象者は、実務者研修施設に在学し介護福祉士の

資格の取得を目指す者とする。

- 2 貸付対象者の要件は、第4条第2項及び第3項を準用する。
- 3 貸付期間は、実務者研修施設に在学する期間とする。
- 4 貸付額は、200,000円以内とする。
- 5 前項の貸付額については、実務者研修施設に支払う授業料、実習費及び材料費等の納付金のほか参考図書、学用品、交通費及び国家試験の受験手数料等の経費に充当するものとする。

(離職した介護人材の再就職準備金貸付事業)

第6条 離職した介護人材の再就職準備金（以下「再就職準備金」という。）の貸付対象者は、介護職としての一定の知識及び経験を有する者とする。

- 2 貸付対象者の要件は、県内に住民登録をしている者又は貸付を受けようとする都道府県に所在する事業所又は施設に介護職員として就労した者であって、次に掲げる基準の全てを満たす者とする。
 - (1) 即戦力として期待される介護人材として求められる一定の知識及び経験を有する者として認められる次のいずれかに該当する者
 - ア 介護福祉士
 - イ 実務者研修施設において介護福祉士として必要な知識及び技能を習得した者
 - ウ 介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修を修了した者（介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第25号）附則第2条の規定に基づき、介護職員初任者研修を修了したとみなされる者（改正前の介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員基礎研修、1級課程、2級課程を修了した者をいう。）を含む。）
 - (2) 前号に掲げる者として、居宅サービス等（介護保険法（平成9年法律第123号）第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業（同法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業所をいう。以下同じ。）若しくは第一号通所事業（同号ロに規定する第一号通所事業をいう。以下同じ。）を実施する事業所において介護職員その他の主たる業務が介護等（法第2条第2項に規定する介護等をいう。以下同じ。）の業務である者（以下「介護職員等」という。）としての実務経験を1年以上（雇用期間が通算365日以上かつ介護等の業務に従事した期間が180日以上）有する者
 - (3) 居宅サービス等を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業若しくは第一号通所事業を実施する事業所に、介護職員等として就労した者若しくは就労を予定している者
 - (4) 直近の介護職員等としての離職日から、介護職員等として再就労する日までの間に、予め、長野県福祉人材センターに氏名及び住所等の届出又は登録をしている者
- 3 貸付回数は、一人当たり一回限りとする。
- 4 貸付額は、400,000円と貸付対象者が理事長に提出した再就職準備金利用計画書（様式第18号）（以下「利用計画書」という。）に記載された額のいずれか少ない方の額とし、以下に掲げる再就職する際に必要な経費に充当することとする。
 - (1) 子どもの預け先を探す際の活動費
 - (2) 介護に係る軽微な情報収集や学び直しのための講習会参加費、国家試験の受験手数料又

は参考図書等の購入費

- (3) 介護職員等として働く際に必要となる靴や訪問介護職員等として利用者の居宅を訪問する際に必要となる道具又は当該道具を入れる鞆等の被服費
- (4) 敷金、礼金又は転居費等転居を伴う場合に必要となる費用
- (5) 通勤用の自転車又はバイクの購入費
- (6) その他、理事長が再就職する際に必要となる経費として適当と認める経費

(社会福祉士修学資金貸付事業)

第7条 社会福祉士修学資金の貸付対象者は、社会福祉士養成施設に在学し社会福祉士の資格取得を目指す者とする。

- 2 貸付対象者の要件は、第4条第2項及び第3項を準用するものとする。
- 3 貸付期間は、社会福祉士養成施設に在学する期間とする。
- 4 貸付額は月額 50,000 円以内とする。ただし、次に定める額を加算することができるものとする。
 - (1) 入学準備金 初回の貸付に限り、200,000 円以内
 - (2) 就職準備金 最終回の貸付に限り、200,000 円以内
 - (3) 生活費加算 1 月あたり貸付対象者の貸付申請時における年齢及び居住地に対応する区分の額を基本として別表に定める額を基本として理事長が定める額
- 5 前項第2号、第3号に定める加算については、第4条第6項及び第8項を準用するものとする。

(選考)

第8条 貸付対象者の選考（第5条及び第6条に規定する貸付対象者は除く。）については、選考委員会を設置し、これを行うものとする。

- 2 選考委員会の構成及び選考基準については、別に定めるものとする。

(利子)

第9条 貸付する修学資金等の利子は、無利子とする。

(貸付の申請)

第10条 第4条、第5条及び第7条に規定する修学資金等の貸付対象者は、修学資金等貸付申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添え、当該養成施設等又は高等学校の長を経由して、理事長に提出しなければならない。

- (1) 申請者と生計を一にする家族の所得証明書（第2項第1号に掲げる期間の申請する場合にあっては市町村発行の前年分のもの、同項第2号に掲げる期間の申請する場合にあっては、市町村発行の前々年分のもの）
 - (2) 申請者と生計を一にする家族全員の住民票
 - (3) 当該養成施設等の長の推薦状（様式第2号）
- 2 前項に規定する申請書の提出期間は、次のとおりとする。ただし、理事長が必要と認めたときは、提出の期間を別に定めることができる。

(1) 第4条及び第7条に規定する貸付対象者

ア 第1期 当該貸付年度の前年度の12月1日から12月28日までとする

イ 第2期 当該貸付年度の4月1日から4月20日までとする

(2) 第5条に規定する貸付対象者

当該受講年度の4月1日から3月31日までとする

3 前項第1号アの場合は、申請書に添付する書類のうち第1項第3号の書類に替えて、貸付者が高校生である場合は高等学校の長の推薦状（様式第2号の2）を、高校生以外の者は養成施設等への就学意欲、資格取得後における福祉・介護分野での就労意思等を記載した書類を提出するものとする。

4 生活保護受給世帯等の者で、第4条及び第7条に規定する修学資金の貸付申請については、第1項及び第3項の他に当該貸付申請者の居住地を管轄する福祉事務所長等（以下「福祉事務所長」という。）が発行する生活保護受給証明書又は非課税証明書等を提出しなければならない。

また、生活保護受給の者にあつては、貸付額の生活費加算と生活保護の支給を同時に受けることはできないこととする。

5 生活保護受給世帯の者の申請を受理した場合は、当該福祉事務所長に当該申請者の貸付予定額の報告と修学資金貸付に対する意見書（様式第17号）の依頼をすることとする。

6 第2項第1号アの申請書を提出した者は、同項第1号イの申請書を提出することができないこととする。（家庭の経済状況等に著しい変動があると理事長が認めたときはこの限りではない。）

第11条 第6条に規定する再就職準備金の貸付対象者の申請にあつては、利用計画書を理事長に提出しなければならない。

（貸付の仮決定等）

第12条 理事長は、第10条第2項第1号アに規定する期間に申請書を受理したときは第8条の規定による選考を行った上、修学資金の貸付を仮決定するものとする。

2 理事長は、前項の規定により貸付の仮決定をしたときは、その結果を修学資金等貸付仮決定通知書（様式第3号の2）又は修学資金等貸付不承認決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知することとし、当該養成施設等の長には仮決定を受けた申請者名簿を通知するものとする。

3 養成施設等の長は、理事長に仮決定の申請者の合否の報告をしなければならない。

（貸付の決定等）

第13条 理事長は、第12条に規定する仮決定の申請者の合格の報告を受理したとき、また第10条第2項第2号イに規定する期間に申請書を受理したときは、第8条の規定による選考を行った上、修学資金の貸付を決定するものとする。ただし、第5条に規定する貸付対象者の申請書及び第11条に規定する利用計画書を受理したときは、予算の範囲内で理事長が貸付を決定するものとする。

2 理事長は、前項の規定により貸付の決定をしたときは、その結果を、修学資金等貸付決定通知書（様式第3号）又は修学資金等貸付不承認決定通知書（様式第4号又は第4号の2）によ

り、第4条、第5条及び第7条に規定する者は当該養成施設等の長を経由（第11条に規定する申請者を除く。）して申請者に通知するものとする。また、第6条に規定する者にあつては申請者に直接通知するものとする。

また、福祉事務所長に対し、生活保護受給世帯の申請者に対する貸付の可否について通知するものとする。

- 3 修学資金等の貸付決定通知書を受けた者は、遅滞なく、修学資金等振込依頼及び連帯保証人届（様式第5号）及び誓約書（様式第6号）を、第4条、第5条及び第7条に規定する者は当該養成施設等の長を経由して理事長に提出しなければならない。また、第6条に規定する者にあつては直接理事長に提出することとする。
- 4 生活保護受給世帯の者で、第4条及び第7条に規定する修学資金の貸付決定を受けた者については、前項の提出書類のほか、福祉事務所長が発行する保護変更決定通知書（写）等を理事長に提出しなければならない。

（連帯保証人）

第14条 修学資金等の貸付対象者は、1名の連帯保証人を立てなければならない。なお、貸付対象者が未成年者である場合、連帯保証人は法定代理人でなければならないものとする。

- 2 法定代理人以外の連帯保証人は、独立の生計を営み相応の資力を有する身元の確実な成年者（市町村の住民税が課税されている者）でなければならない。
- 3 第1項の規定に関わらず、連帯保証人が法人の場合、連帯保証人は1名とすることができる。なお、連帯保証人となることができる法人は次のいずれかの法人とする。
 - (1) 貸付対象者が在学する養成施設を運営する法人
 - (2) 貸付対象者の就労先（内定先を含む）を運営する法人
 - (3) その他理事長が適切と認める法人
- 4 連帯保証人は、貸付を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。
- 5 連帯保証人を変更しようとするときは、連帯保証人変更届（様式第13号）により理事長の承認を受けなければならない。

（修学資金の交付）

第15条 理事長は、第13条第3項の規定による振込依頼及び連帯保証人届に記載された金融機関に、第4条及び第7条に規定する者にあつては四半期ごとの最初の月に修学資金の3か月分を、第5条及び第6条に規定する者にあつては同届の確認後理事長が適当と認めた日に全額を、振込むものとする。

ただし、特別の事情があるときは、変更をすることができる。

（貸付契約の解除）

第16条 理事長は、貸付を受けている者（以下「被貸付者」という。）が次の各号の一に該当するに至ったと認めるとき、又は被貸付者が修学資金等の貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除するものとする。

- (1) 不正の手段により貸付の決定を受けていたとき
- (2) 貸付に必要な書類の提出が滞ったとき

- (3) 退学したとき
- (4) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったとき
- (5) 学業成績が著しく不良になったとき
- (6) 死亡したとき
- (7) 修学資金等の貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき
- (8) その他この規程に違反したとき

2 理事長は、前項の規定により修学資金等の貸付の契約を解除したときは、被貸付者及び当該養成施設等に対して通知するものとする。

(貸付の休止)

第 17 条 理事長は、第 4 条及び第 7 条に規定する被貸付者が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付を休止する。この場合において、これらの月の分として、すでに貸付された修学資金があるときは、その分の修学資金は、当該修学生が復学した日の属する月の翌月以降の分として貸し付けされたものとみなす。

(借用証書の提出)

第 18 条 第 4 条、第 5 条及び第 7 条に規定する被貸付者については当該養成施設等を卒業する日にあってはその卒業する日までに、貸付契約を解除された場合にあっては解除された日から、また、第 6 条に規定する被貸付者については貸付を受けた日からそれぞれ 14 日以内に、修学資金等借用証書（様式第 7 号）を、当該養成施設等の長を経由（第 6 条に規定する貸付対象者は除く。）して、理事長に提出しなければならない。なお、第 6 条に定める被貸付者にあっては直接理事長に提出するものとする。

(返還債務の当然免除)

第 19 条 理事長は、被貸付者が次の各号に該当するに至ったときは、貸付額に係る返還の債務を免除するものとする。

- (1) 第 4 条及び第 7 条に規定する被貸付者

ア 養成施設等を卒業した日から 1 年以内に介護福祉士又は社会福祉士（以下「介護福祉士等」という。）の登録を行い、県内において返還免除対象業務に従事し、かつ、介護福祉士等の登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、5 年（過疎地域、離島及び中山間地域等（返還免除対象業務に従事する時点の厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成 21 年 3 月 13 日厚生労働省告示第 83 号）第 2 号に規定する区域をいう。）において返還免除対象業務に従事した場合又は中高年離職者（入学時に 45 歳以上の者であって、離職して 2 年以内の者をいう。）が返還免除対象業務に従事した場合は 3 年）（以下「返還免除対象期間」という。）の間、引き続きこれらの業務に従事したとき。

ただし、法人における人事異動等により、貸付を受けたものの意志によらず、県外において返還免除対象業務に従事した期間については、返還免除対象期間に算入することとする。

また、返還免除対象業務に従事後、他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還免除対象業務に従事できない期間が生じた場合は、返還免除対象期間には算入しないものとするが、引き続き、返還免除対象業務に従事しているものとして取り扱うこととする。

イ 返還免除対象期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため返還免除対象業務に継続して従事することができなくなったとき。

(2) 第5条に規定する被貸付者

ア 実務者研修施設を卒業した日(実務者研修施設を卒業した日において介護等の業務に従事する期間が3年に達していない場合にあっては、介護等の業務に従事する期間が3年に達した日とする。以下同じ。)から1年以内に介護福祉士の登録を行い、県内において、返還免除対象業務に従事し、かつ、介護福祉士の登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、2年の間引き続きこれらの業務に従事したとき。

なお、法人における人事異動等又は他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還免除対象業務に従事できなかった場合の取り扱いは前号と同様とする。

イ 返還免除対象業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため返還免除対象業務に継続して従事することができなくなったとき。

(3) 第6条に規定する被貸付者

ア 第6条第2項第3号の介護職員等として就労した日から、県内において、2年の間引き続き介護職員等の業務に従事したとき。

なお、法人における人事異動等又は他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により介護職員等の業務に従事できなかった場合の取り扱いは第1号と同様とする。

イ 介護職員等として従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため介護職員等として継続して従事することができなくなったとき。

2 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合又は国家試験に合格できなかった場合(介護福祉士実務者研修受講資金又は社会福祉士修学資金の貸付を受けた場合に限る。)であって、理事長が本人の申請に基づき次年度の国家試験を受験し、合格する意志があると認めた場合、前項第1号(社会福祉士修学資金の貸付を受けた場合に限る。)及び第2号において規定する「卒業した日」を、「国家試験に合格した日」と読み替えることとする。

3 第1項第1号に規定する返還免除対象期間及び第1項第2号及び第3号の2年の計算については、次の方法によるものとする。

(1) 5年 在職期間が通算1,825日以上であり、かつ、業務に従事した期間が900日以上

(2) 3年 在職期間が通算1,095日以上であり、かつ、業務に従事した期間が540日以上

(3) 2年 在職期間が通算730日以上であり、かつ、業務に従事した期間が360日以上

なお、ホームヘルパー・家政婦等の業務に従事した者の返還債務の免除にあっては、市町村及び有料職業紹介所等の登録機関を含めて差し支えないものとし、同時に2以上の市町村等において業務に従事した期間は、1の期間として計算し、通算しないものとする。

- 4 前各項の規定により修学資金等の返還免除を受けようとする場合、修学資金等返還免除申請書（様式第9号）に必要な書類を添付して理事長に提出しなければならない。
- 5 理事長は、前項の規定による免除の申請があったときは、当該免除の申請について承認又は不承認を決定した旨を通知するものとする。

（返還）

- 第20条 被貸付者が、次の各号に該当する場合（他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、第4条及び第7条に規定する者にあつてはその日の属する月の翌月から起算して貸付を受けた期間の2倍に相当する期間内に、第5条及び第6条に規定する者にあつてはその日の属する月の翌月から起算して1年以内に、修学資金等を返還しなければならない。
- (1) 第16条第1項の規定により、修学資金等の貸付契約が解除されたとき。
 - (2) 介護福祉士養成施設又は社会福祉士養成施設を卒業した日若しくは実務者研修施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士等として登録せず、又は県内において返還免除対象業務に従事しなかったとき。
 - (3) 県内において返還免除対象業務（離職した介護人材の再就職準備金貸付事業の貸付を受けたものにあつては介護職員等の業務）に従事する意思を有しなくなったとき。
 - (4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。
- 2 前項の規定により修学資金等を返還する者は、その事由が発生した日から14日以内に、修学資金等返還届（様式第8号）を、理事長に提出しなければならない。
 - 3 修学資金等の返還は、月賦均等払い又は半年賦均等払いの方法によるものとする。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。
 - 4 修学資金等の返還は、原則として指定日に指定の口座へ振込の方法で行うものとする。

（返還の猶予）

- 第21条 理事長は、被貸付者が次の各号に該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続する期間、修学資金等の返還を当然猶予するものとする。
- (1) 修学資金等の貸付契約が解除された後も引き続き貸付決定時に在学していた養成施設等に在学しているとき。
 - (2) 貸付決定時に在学していた養成施設等を卒業後、引き続き、他種の養成施設等において修学しているとき。
- 2 理事長は、被貸付者が次の各号の一に該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない修学資金等の返還を裁量猶予できるものとする。
 - (1) 県内で返還免除対象業務又は介護職員等の業務に従事しているとき。
 - (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。
 - 3 前二項の規定により修学資金等の返還債務の履行の猶予を受けようとする者は、修学資金等返還猶予申請書（様式第10号）に必要な書類を添付して理事長に提出しなければならない。
 - 4 理事長は、前項の規定による猶予の申請があったときは、当該猶予の申請について承認又は不承認を決定した旨を通知するものとする。
 - 5 理事長は、修学資金等の返還債務の履行の猶予を受けた者が、第1項及び第2項各号に掲げ

る事由に該当しなくなつたと認めるときは、返還債務の履行猶予の決定を取り消すものとする。

(返還の裁量免除)

第 22 条 理事長は、被貸付者が次の各号に該当するに至ったときは、貸付額（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務の一部又は全部を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

- (1) 死亡し、又は障害により貸付を受けた貸付額を返還することができなくなつたとき返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部。
- (2) 長期間所在不明となっている場合等、貸付額を返還させることが困難であると認められる場合であつて、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から 5 年以上経過したとき返還の債務の額の全部又は一部。
- (3) 県内において貸付を受けた期間（介護福祉士実務者研修受講資金及び再就職準備金については 1 年）以上、第 19 条の返還免除対象業務（再就職準備金については介護職員等の業務）に従事したとき 返還の債務の額の一部。

(延滞利子)

第 23 条 理事長は、被貸付者が正当な理由がなく貸付額を返還期限までに返還しなかつたときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額に応じ年 3 パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。なお、令和 2 年 3 月 31 日以前の期間の契約に対応する返還すべき額の計算については、なお従前の例によることとする。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

(届出の義務)

第 24 条 第 4 条、第 5 条及び第 7 条に規定する被貸付者又は当該連帯保証人は、被貸付者が休学、停学、復学、退学若しくは卒業したとき、又は修学資金等の貸付を辞退するときは、遅滞なくその旨を休学（停学・復学・退学・卒業）届・修学資金辞退届（様式第 11 号）により、当該養成施設等の長を経由して、遅滞なく理事長に届け出なければならない。

2 被貸付者又は連帯保証人は、修学資金等返還前に本人の氏名、住所、勤務場所その他重要な事項に異動があつたときは、遅滞なくその旨を異動（貸付変更）届（様式第 12 号）により理事長に届け出なければならない。

第 25 条 第 4 条、第 5 条及び第 7 条に規定する被貸付者（第 21 条の規定により修学資金等の返還債務の履行の猶予を受けている者を除く。以下同じ。）は養成施設等を卒業した日の属する年の 4 月 30 日現在の就業の状況について同年 5 月 10 日までに、第 6 条に規定する被貸付者は就業を開始した日から 30 日以内に、次の各号に掲げる区分に従い当該各号に定める書類を理事長に提出しなければならない。

- (1) 県内において返還免除対象業務及び介護職員等の業務（以下「返還免除対象業務等」という。）に従事している者であるとき業務従事届（様式第 14 号）
- (2) 前号に該当する者以外の者であるとき未就業者現況届（様式第 15 号）

- 2 前項第2号に該当する者が、県内において返還免除対象業務等に従事することとなったときは、速やかに前項第1号に規定する業務従事届を理事長に届け出なければならない。
- 3 第4条、第5条及び第7条に規定する被貸付者が養成施設等を卒業した日及び第6条に規定する被貸付者が就業を開始した日の属する年の翌年以降、引き続き県内において返還免除対象業務等に従事しているときは、返還債務が免除されるまでの間、毎年4月30日現在の就業の状況について、その年の5月10日までに第1項第1号に規定する業務従事届を理事長に届け出なければならない。
- 4 被貸付者が業務従事先を変更したときは、第24条第2項の規定による異動（貸付変更）届並びに前項の規定による業務従事届及び前職に係る業務従事期間証明書（様式第16号）を理事長に提出しなければならない。

（養成施設等の協力）

第26条 理事長は、第4条、第5条及び第7条に規定する被貸付者が所属する養成施設等の長に対し、次の各号の事務について協力を求めるものとする。

- (1) 学生に対し制度の周知を図ること
- (2) 提出前の申請書等を取りまとめること
- (3) 貸付決定等を学生に伝達すること
- (4) 被貸付者の退学、休学、停学、復学、留年、学業不振並びに在学中の死亡、心身の故障について遅滞なく理事長に通知すること
- (5) 被貸付者に対し、在学中及び卒業時において各種届出の指導を行うこと
- (6) その他理事長の求めに応じて、必要な情報を提供すること

（実施細目）

第27条 この規程に定めるもののほか、貸付事業に関し必要な事項は、別に定める。

（別表） （第4条、第7条関係）

（単位：円）

年齢	級地区分					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
19歳以下	42,080	40,190	38,290	36,400	34,510	32,610
20～40	40,270	38,460	36,650	34,830	33,020	31,210
41～59	38,180	36,460	34,740	33,030	31,310	29,590
60～69	36,100	34,480	32,850	31,230	29,600	27,980
70歳以上	32,340	31,120	29,430	28,300	26,520	25,510

※級地区分の適用地域については、「生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）」に準ずる。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 3 月 28 日に改正し、平成 28 年 10 月 11 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 29 年 5 月 23 日に改正し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 22 日に改正し、平成 29 年 5 月 25 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 30 年 3 月 8 日から施行し、平成 30 年 2 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 31 年 1 月 24 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 5 月 28 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 2 年 6 月 30 日から施行し、令和 2 年 6 月 15 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 2 年 10 月 22 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 6 月 8 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 9 月 1 4 日から施行し、第 1 9 条、2 0 条、2 1 条、2 2 条は令和 5 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 1 4 条は令和 6 年 4 月 1 日から適用とする。

長野県介護福祉士修学資金等貸付事業と高等教育の修学支援新制度の併用について

1 高等教育の修学支援新制度における「授業料等減免」との併用について

授業料等減免の支援対象となる学生が、介護福祉士修学資金等貸付事業の貸付を希望する場合、授業料等減免の支援対象となる大学等において、学則に定める授業料、入学金から個々の所得要件^(注1)に応じた減免の上限額を差し引き、減免後も自己負担が生じる場合に限り、

(1) 授業料について

授業料の自己負担額の範囲において、介護福祉士修学資金等の貸付「月額 50,000 円」を上限に貸付可能

(2) 入学金について

入学金の自己負担額の範囲において、介護福祉士修学資金等の貸付における加算「入学準備金 200,000 円（初回貸付に限る）」を上限に貸付可能

(注1) 令和7年度より多子世帯については所得要件が撤廃

2 高等教育の修学支援新制度における「給付型奨学金」との併用について

給付型奨学金は、学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう具体的な使途を問わず措置されるものであるため、給付型奨学金の支援対象となる学生については、介護福祉士修学資金等の貸付における加算「生活費加算」は、給付型奨学金と支援内容が重複することから、貸付対象外とする。

【参考】

	介護福祉士修学資金等貸付事業	
高等教育の修学支援新制度	修学資金	入学準備金
授業料等減免	△（差額支給）	△（差額支給）
給付型奨学金		

	介護福祉士修学資金等貸付事業		
高等教育の修学支援新制度	国家試験受験対策費用	就職準備金	生活費加算
授業料等減免			
給付型奨学金	○（併用可）	○（併用可）	×（併用不可）

※ 授業料等減免及び給付型奨学金は支給要件が同じであることから、どちらか一方ではなく、併せて支援を受けることを想定している。